

貸付規程

新規 令和6年12月14日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下「本協会」という）が、加盟チーム（以下「申請者」という）に対し、事業補助金交付決定額の80%相当額が底をつくなど一時的な財政的困難を解消するとともに、申請者が実施する選手強化活動事業（強化合宿、海外遠征、大会派遣など）の継続を支援するための貸付制度に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(貸付の範囲)

第2条 貸付の範囲は、申請者が実施する選手強化活動事業であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という）およびJPCの認可を受けた事業に限定する。

第2章 貸付条件

(申請資格)

第3条 貸付を申請できる者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本協会およびJPCに2年以上加盟したチームであること。
- (2) 当該年度のJSC競技力向上事業の予実管理をきちんと行っていること。
- (3) 当該年度のJSC競技力向上事業助成金交付金の80%以上の選手強化活動事業の事業支出を行っていること。
- (4) 申請時において、本協会に対する債務が発生していないこと。
- (5) 過去3年間、本協会およびJPCから処分を受けたことがないこと。
- (6) 過去3年間に本協会の貸付において遅延損害金が発生していないこと。

(貸付金の上限)

第4条 貸付金額は、申請者の当該年度に受けたJSC競技力向上事業助成金交付金の20%を上限とする。ただし、本協会の貸付予算枠を超えると判断される場合、貸付申請の受理を一時的に停止するか、上限額を見直す場合がある。

2 実際の貸付金額は、申請内容および申請者の財政状況を踏まえ、本協会が決定する。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は原則として貸付日から6か月以内とする。ただし、特別な事情が認められる場合には、本協会の判断により延長を許可することができる。

(利息および遅延損害金)

第6条 貸付金は原則として無利息とする。

2 貸付期間を過ぎた場合、未返済残高に対して年率5%の遅延損害金を適用するものと

する。遅延損害金の計算方法は以下の通りとする。

$$\text{遅延損害金額} = \text{未返済残高} \times 0.05 \times \text{遅延日数} \div 365$$

- 3 遅延損害金が発生した場合、申請者はその翌年度から3年間、本協会からの新たな貸付を受けることができない。

第3章 申請および審査

(申請手続き)

第7条 貸付を申請する際には、以下の書類を本協会に提出すること。

- (1) 貸付申請書(様式1)
- (2) 貸付金使用計画書(様式2)
- (3) 会計帳簿(複式帳簿)
- (4) 通帳の写し(当該年度の収入、事業支出が全て記帳されている部分)
- (5) その他、必要に応じて本協会が求める書類

(審査および承認)

第8条 申請内容は、本協会の会長、副会長、事務局長が以下の基準に基づき審査する。

- (1) 書類の記入が適切で必要情報が網羅されていること
 - (2) 貸付金使用計画書が明確かつ合理的であること
 - (3) 貸付金使用計画書により申請者が返済期限までに返済できると確認できること
 - (4) 当該年度のJSC競技力向上事業助成金交付金の80%以上の選手強化活動事業の事業支出を行っていることが会計帳簿、および通帳の写しから確認できること
- 2 審査結果を基に、本協会理事会が最終的な承認を行う。
- 3 理事会承認後に、速やかに貸付金に関する確認同意書(様式3)を提出すること。

第4章 貸付金の返済

(返済方法)

第9条 貸付金は分割返済または一括返済とする。

- 2 返済スケジュールは申請者との協議の上、本協会が決定する。

(返済の猶予)

第10条 天災その他の不可抗力(例:災害、疫病流行など)による事情が認められる場合、返済の猶予を申請することができる。

第5章 雑則

(貸付金の管理)

第11条 貸付金の管理および記録は、本協会の財務担当理事が責任を持って行い、年度末の財務報告にて開示する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は令和6年12月14日から施行する。